

国民健康保険 特定健康診査を受診しましょう

問合せ 市民文化部保険年金室(☎84-5006)

1. 受診対象者

亀山市国民健康保険に加入している人で、年度内に40歳～75歳になる人(昭和15年9月1日～昭和51年3月31日の生まれの人)

※75歳になってからは、後期高齢者医療制度での健康診査を受けることになります。

2. 健診項目

問診、身体測定(身長・体重・腹囲)、身体診察、血圧測定、血液検査(中性脂肪・コレステロール・肝機能・血糖)、尿検査、心電図など

※市外の医療機関で受診する場合は、健診内容が一部異なります。

3. 実施時期

◎個別健診(医療機関へ直接申し込んで受診)

受診券到着から平成27年11月30日(月)まで

※各医療機関の診察日、診察時間内に受診

◎集団健診(指定された日程に、あいあい等で受診)

7月下旬～11月下旬に、あいあい等の公共施設で実施

※日程は、7ページをご覧ください。

※特定健診とがん総合検診を併せて受診することができます(別途自己負担金が必要)。

4. 自己負担金

◎個別健診…1,000円

◎集団健診…600円

※市民税非課税世帯の場合は、それぞれ半額です。

5. 受診方法

①受診券等の確認

7月上旬までに、市から対象者に「受診券」「質問票」など、特定健診の受診に必要な書類を郵送しますので、内容をご確認ください。

②特定健診の申し込み

個別健診と集団健診のいずれかを選択してお申し込みください。

◎個別健診 受診券と同封の案内に記載されている医療機関へ事前に予約してください。

◎集団健診 申込開始日以降に健康福祉部健康推進室へお申し込みください。

③特定健診の受診

保険証、受診券、質問票(受診日までに必要事項を記入)と自己負担金を持参の上、特定健診を受診します。

④受診結果の通知

特定健診の受診結果は、医療機関等から個別に通知されます。受診の結果、生活習慣の改善が必要と認められる人には、市から「特定保健指導」の案内を送付します。

集団健診の申込開始日

7月4日(土)

午前8時30分～正午(先着順)

申込方法

健康福祉部健康推進室へ電話または直接お申し込みください。

受付番号 ☎84-3316

受付窓口 総合保健福祉センター
(あいあい)5番窓口

▷上記以外の電話番号や申込開始時間以前の受付はできませんのでご了承ください。

▷申込開始日は、電話回線やスタッフを増やしますが、電話や窓口が混み合うことが予想されますのでご了承ください。

▷申込開始日以降は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの受付となります。

●注意事項●

①受診券を受け取ってから、社会保険加入等により、受診日までに国民健康保険の資格を喪失した場合は、国民健康保険の特定健診を受診することはできません(新たに加入した医療保険者へお問い合わせください)。

②市国民健康保険では、特定健診のほかに、8月～11月に「人間ドック」の実施を予定しています。人間ドックと特定健診の重複受診はできませんのでご注意ください。

③特定健診を重複して受診した場合、2回目以降の受診費用は全額自己負担となります。